

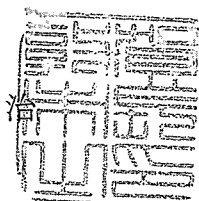
敦賀市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この字の区域の変更は、令和5年12月26日からその効力を生ずるものとする。

令和5年12月26日

敦賀市長 米澤光



次の区域の地先の公有水面埋立地1, 181.88平方メートルを金ヶ崎町52番に編入する。

大字	字	地番
金ヶ崎町		50番 52番

次の区域の地先の公有水面埋立地13, 430.41平方メートルを金ヶ崎町50番に編入する。

大字	字	地番
金ヶ崎町		50番